

松戸市教育委員会会議録

令和5年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年5月定例会

開 会	令和5年5月17日 (水) 9時30分	閉 会	令和5年5月17日 (水) 午前11時	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年5月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21	〃 特別支援教育対策室 補佐	高橋 宏樹
2	学校教育部 部長	石橋 聡	22	学校施設課 課長	久保田 昭彦
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23	〃 補佐	渡邊 憲生
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 補佐	阿部 裕見子
5	〃 専門監	斉藤 政彦	25	〃 主査	海老原 寿和
6	〃 補佐	内藤 秀明	26	〃 主任技師	西口 智也
7	〃 主幹	飯島 幸枝	27	児童生徒課 課長	中坂 正夫
8	〃 主事	山本 真優子	28	〃 補佐	壁 和宏
9	社会教育課 課長	臼井 眞美	29		
10	〃 補佐	齋藤 雅代	30		
11	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	31		
12	〃 補佐	若林 佐恵子	32		
13	〃 主任主事	霜崎 侑哉	33		
14	〃 博物館 主査	富澤 達三	34		
15	スポーツ課 課長	安部 豪	35		
16	〃 補佐	齊藤 真一	36		
17	〃 主査	富永 陽子	37		
18	〃 主査	岡田 浩平	38		
19	学習指導課 課長	千葉 貴子	39		
20	〃 補佐	上田 芳子	40		

令和5年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年5月17日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和5年5月定例教育委員会会議 議題目次

議案

- ① 議案第 4号
松戸市文化財審議会に対する諮問について (文化財保存活用課) …p1
- ② 議案第 5号
松戸市社会教育委員の委嘱について (社会教育課) …p11
- ③ 議案第 6号
松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課) …p13
- ④ 議案第 7号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課) …p15
- ⑤ 議案第 8号
松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課) …p17
- ⑥ 議案第 9号
契約の変更について (学校施設課) …p19
- ⑦ 議案第10号
契約の締結について (学校施設課) …p21
- ⑧ 議案第11号
松戸市教育支援委員会委員の委嘱について (学習指導課) …p23
- ⑨ 報告第 1号
臨時代理による処分の報告について (学習指導課) …p25

⑩ 報告第 2号

臨時代理による処分の報告について

(児童生徒課)・・・p32

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在4名の方から傍聴したい旨の申出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和5年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件、報告2件となっております。このうち報告第2号は人事に関わる案件となります。したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第2号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告第2号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、報告第2号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第4号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第4号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 おはようございます。文化財保存活用課の関根です。

まず、追加で資料を1枚机上に置かせていただきました。松戸市指定文化財諮問書でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第4号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

「松戸市文化財の保護に関する条例」第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由は、東漸寺に所蔵されている阿弥陀如来坐像（定印）及び（来迎印）の2件を松戸市指定文化財に指定するに当たり、「松戸市文化財の保護に関する条例」第4条第3項の規定に基づき、指定の適否について松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

文化財の指定につきましては、同条例第4条第1項に市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財に指定することができる」と規定しており、また第3項には、文化財の指定をするには、教育委員会は松戸市文化財審議会に諮問しなければならないと規定しております。

それでは、今回指定の対象としている文化財についてご説明いたします。

1件目は阿弥陀如来坐像（定印）です。資料9ページの画像をご覧ください。

こちらは松戸市小金の東漸寺にございます。この寺に伝わった経緯については不明でございますが、現在は宝蔵内の厨子に安置されております。この仏像は、いわゆる定印を結んだ木造・漆箔（漆で金箔を貼る技法）、で仕上げられており、穏やかな表情の顔の作りと柔らかな衣文線が特徴的で、その温和な作風から、制作年代は平安時代の後期、12世紀の制作と

推察され、優れた出来栄を示しています。

詳細につきましては、資料2ページから3ページの調書をご参照いただければと存じますが、1か所訂正がございます。資料3ページの1行目、保存状態で「左耳朶上方欠失。」とあります。3文字目の「左耳朶」、この3文字目の「朶」という文字を車輪の「輪」と訂正願います。耳朶とは耳たぶのことで、車輪の輪と変えていただいて「耳輪」、耳輪というのは大きな穴の開いた耳たぶのことを指しております。

以上が1件目の定印でございます。

続きまして、2件目の阿弥陀如来坐像（来迎印）でございます。

資料10ページの画像をご覧ください。

こちらは現在、東漸寺本堂の右奥に安置されております。この寺に伝わった経緯といたしましては、東漸寺と関係がございました柏市の浄善寺が廃寺、いわゆる廃止になりましたことから、東漸寺に移されたことが分かっております。

こちらの仏像は、来迎印を結んだ木造・漆箔仕上げで、制作年代は平安時代後期、12世紀の後半と推測されますが、いわゆる玉眼の技法（目に水晶を入れる写実的な技法）、が用いられていることから、鎌倉時代の作の可能性もございます。こちらは、膨らみの強い大きめのお顔が特徴的でございます。

詳細につきましては、資料4ページから5ページの調書をご参照ください。

ただいまご説明いたしました2体の仏像は、制作された年代から、美術史的、仏像史的に貴重であることはもちろんですが、松戸市内ではこうした作例はごくわずかと見られます。

以上の理由から、阿弥陀如来坐像（定印）及び（来迎印）の2件を、松戸市指定文化財に指定するものでございます。

なお、指定文化財に指定されますと、「松戸市文化財の保護に関する条例」に基づく保存の対象となりますことから、所有者の変更、文化財の修理、現状の変更や保存に影響を及ぼすような行為を行う際には、条例に基づき教育委員会への届出や許可を受けなければならないなどの制限をかけることで、保存に努めていくこととなります。

以上、指定文化財における松戸市文化財審議会の諮問につきまして、文化財保存活用課からの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第4号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 少し教えていただきたいのですが、この松戸市の指定文化財というのは、今の程度のボリュームでこういった内容のものが指定されているのか、ちょっと教えていただければと思います。特にこの仏像関係は、今どのような状況なのでしょう。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 ただいまご質問のありました市の指定文化財にどのようなものがあるかということだと思いますが、まず、現在の市の指定文化財は46件ございます。内訳は、史跡が10件、無形の民俗文化財が1件、天然記念物が1件、有形文化財が34件。今回の阿弥陀如来坐像も、この有形文化財に該当するものでございます。

仏像に関しましては、どのようなものがあるかということですが、市指定の文化財では6件の仏像がございます。馬橋の萬満寺の市指定では3件ございます。木造不動明王立像、鑄造魚藍観音立像、阿弥陀如来坐像、これが萬満寺にある3件でございます。

それから、二ツ木の光明寺には阿弥陀如来立像、もう一つが上本郷の本福寺にございます阿弥陀三尊仏、市指定文化財の仏像は5件でございます。

そのほかに国指定の重要文化財といたしましては、萬満寺の木造金剛力士立像がございます。

以上でございます。

和座委員 ありがとうございます。この年代を推測するに当たって、今のお話ですと、これは作風というか見た感じですよ。温和な作風だとか、そういうふうなことから大体年代を割り出しているようなのですけれども、私がちょっと聞いた限りでは、例えば放射線の炭素だとかあるいは年輪をCTで調べるとか、何かそういうようなことをして、実際にもう少し科学的にこういった年代なんかを割り出していくという方法もあるというふうに聞いたのですが、今後これが指定されて松戸市の中に入った場合に、あるいは今のところ指定されている仏像も含めてですけれども、そういったものというのは費用的には、私も全く存じ上げていないのですけれども、客観的な形での評価というか、教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

年代評価のことなのですが、そういったことについてはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 科学的検証を松戸市はやっていますかという質問でしょうか。

和座委員 そうですね、それもありますし、もしそこまで費用がかかって、またする必要がないというのだったら、それはそれでいいのですけれども。

教育長職務代理者 現状について。

和座委員 現状ですね、はい。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 今回の2件の阿弥陀如来坐像の調査に当たりましては、松戸市文化財審議会の委員でもございます実践女子大学教授で仏教美術史が専門の武笠朗先生に調査いただきましたが、科学的な調査ではなく、目視での調査を2回にわたって行っております。

和座委員 はい、分かりました。

教育長職務代理者 今後何かの機会があったときに、そういう勉強会などをしていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の仏像が東漸寺に置かれている状況について、一つは厨子にしまわれていて、もう一つは本堂の右奥にあるという話だったのですが、今回指定文化財に指定されればその機会に、一般の人がもっと見られるような展示方法について注文をされるのか、また東漸寺側のほうでもそれを変えられるのかどうかとか、その辺のところはどうでしょうか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、よろしく願いいたします。

文化財保存活用課長 指定された後の活用につきましては、やはり市民の方に公開するということが必要なことと、私ども考えておまして、それは所蔵者である東漸寺さんも思いは同じであります。ですので、具体的な公開については、指定される段階で、お互い協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

ほかにはないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第5号

教育長職務代理者 次に、議案第5号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 議案第5号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、現在松戸市社会教育委員10名のうち、学校教育関係者につきましては、社会教育委員設置条例第2条第1号に基づき、1名を選任しております。選任に当たりましては、松戸市校長会からの推薦をお願いしているところでございます。

このたび現職の委員が3月末で定年退職されたことに伴い、新たに松戸市校長会よりご推薦をいただきました。これにより、小金北小学校校長の大野寿氏を社会教育委員として新たに委嘱するものでございます。

なお、大野寿氏の任期は、本日の教育委員会議会で議決いただいた日から、社会教育委員設置条例第3条の規定に基づき、前任者の在任期間である令和6年5月31日までとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第5号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

人事異動に伴うということですので、大丈夫でしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第6号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 おはようございます、スポーツ課でございます。

議案第6号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」につきましてご説明申し上げます。

資料13ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、松戸市スポーツ推進審議会委員の2年の任期満了に伴い、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、新委員を選出するものでございます。

お手元の14ページの資料、委員の名簿一覧をご覧ください。

上から順次読ませていただきますと、尾高邦生順天堂大学スポーツ健康科学部准教授、山田常基一般財団法人松戸市スポーツ協会副会長、鈴木静枝同法人松戸市スポーツ協会理事、加藤和孝松戸市スポーツ推進委員連絡協議会会長、小倉和江一般財団法人松戸市スポーツ協会評議員、大淵俊介松戸市健康医療部長、木内利明松戸商工会議所事務局長、菅原忍一般社団法人松戸市医師会、高梨有二千葉県小中学校体育連盟松戸支部支部長、齋藤隼公益社団法人松戸青年会議所理事長、以上が団体から推薦された方でございます。

任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日の2年間となります。

なお、今期のスポーツ審議会でご審議いただく予定の内容といたしましては、定例的なものといたしまして、主にスポーツ課や学習指導課のスポーツや体育に関連する予算や事業についての議題、もう一つはスポーツ基本法の35条に規定しますスポーツ団体に補助金を交付する場合のご意見をいただくこと。

そのほかにつきましては、年度年度によりまして個別にご審議いただく事案がある場合は、別途議題を設けることとなります。最近ですと、昨年度スポーツ推進計画についてご審議いただいたという実績がございます。

そして、今回の任期の中で話し合っていたいただくテーマとしては、現在多様化しているスポーツのニーズに対応した、新たな施設の整備を中心とした調査検討を行う予定となっております。施設整備に関してご審議いただくことを想定しております。こちらにつきましては、今年度その調査ということで予算がついているので、その調査結果等についてご意見をいただく予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第6号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 この推進審議会の内容というか、話をする内容についてなんですけれども、前々から私が時々お話ししている、いわゆるスポーツを例えばお子さんたちに指導するに当たって、その成長とかそういったものを考慮した上での科学的な指導というか、そういったものとか、あるいはできるだけその部分であまり、合理的にそういったところを進めていくというふうなことについてお話をしたことがあるのですけれども。そういった問題あるいは課題について、この審議会ですら今までそういったことについて話されたことはあるのでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議題の中で、個別にお子さんの成長に関わるスポーツの影響、前委員のほうから例えば野球のひじの故障だとか、そういったことへの指導の影響と申しますか、そういうお話があったかと思えます。それを個別に健康だとかそういった側面で、具体で議題に設定したことはありませんけれども、ここは少し推測が入ってしまうのですが、議論の中で会議の議題の中でそういうことが間接的にあれば、例えば医師会の先生のほうからそういった知見をお話いただいたりだとか、あるいは大学の教授で今回も新しい委員ですけれども、スポーツ科学の部分からそういった知見のお話をいただくことというのは、今後十分想定されるかなと思えます。

ですので、ご提案としてありましたそういった部分につきましても、スポーツ協会のほうでスポーツ少年団だとかそういった子供のスポーツ、あるいは学校体育という関わりもありますので、必要に応じてそういった議論を深めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

和座委員 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。審議会の中で、今回議論される内容を詳しく説明していただいて、とても分かりやすかったです。先ほど言った35号のスポーツ団体への助言というところで、以前の推進計画のほうでもあった、現状把握されているスポーツ団体の数をもう一度教えてください。その中で審議会の会員の一部の多くのところで、一般財団法人松戸市スポーツ協会との連携が、その団体があるかどうかの確認をしておきたいと思いました。

ほかにももしかしたら把握されていないところなどが、ないとは思いますが、今分かる範囲でしたら教えていただきたいと思います。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 すみません、ちょっと何点か漏れてしまったら、順次ご回答していきたいと思っています。

まず、35条のお話なのですけれども、すいません、私のほうで少し説明がちょっと足りなかった部分があるかもしれないのですけれども、まず法律の中で35条の規定をざっくり説明申し上げますと、そういったスポーツ団体に補助金を交付する場合は、スポーツ審議会「等」ということで、各自治体で呼び名が違うというところで、スポーツ委員会等に議題として上げて意見を求めるということになっておりますので、補助金に限っては、法の規定に基づいて審議会でご意見をいただくことになっているというところなんです。

あと、スポーツの団体数なのですけれども、これは100、スポーツ協会に加盟している団体数としては100程度、その中の会員数としてはたしか2万人ぐらいいらっしまった、これは正確な数字、もし間違えていましたら、次回の会議なり事務局に手続を確認して、正確な数字をお伝えしたいというふうに考えております。

スポーツ協会との関係なのですけれども、ご案内のとおり、当市のスポーツ協会につきましては、主にアマチュアスポーツ、こちらの振興をしていただいているというところで、市といたしましても、そのアマチュアスポーツの支援というところで、先ほど申し上げました補助金による支援だとか場所の提供だとか、あるいは市との関係でいいますと、学校のほうに指導者を派遣するだとか、様々な連携をしながらスポーツ振興、スポーツ協会にご協力いただきながら、一体としてスポーツを進めているというところでもありますので、こちらも引き続きになりますけれども、そういった関係団体と連携しながら手前どもとしましてはスポーツの振興をより進めていきたいというふうに考えております。

すいません、漏れがなければ以上でございます。

正確な数字が分かりました。団体数が98団体、会員数が2万2,972名、こちらが正確な数字でございます。すみません、訂正させていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。これから部活の地域移行などもあるので、今後スポーツの連携はとても大切になってくるので、引き続きお願いいたします。

ほか質問等よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしければ、ほかにないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いします。

スポーツ課長 引き続きスポーツ課でございます。

議案第7号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

資料15ページをお開きください。

提案理由でございますが、スポーツ推進委員の退任や不足している地区に、松戸市町会・自治会連合会地区長の推薦により、新委員を委嘱するためのものがございます。

これまでもご案内のとおり、スポーツ推進委員は地域におけるスポーツの振興のため、スポーツ教室や各種大会、地区スポーツレクリエーション祭の開催など、そういったグラウンドゴルフやボッチャなど、各種スポーツの指導・運営などを各地区などで行っております。また、地区社協単位になるのですけれども、市民運動会や地区社協が行うそういったスポーツ行事の運営に対しても協力している団体、委員でございます。地域のスポーツリーダーといたしまして、各地区単位でご活躍を今いただいている状況です。

なお、委嘱となるスポーツ推進委員の任期につきましては、令和5年5月17日から令和6年3月31日になっております。

資料15ページをご覧いただきたいのですが、今回は矢切地区より一川聖司さん、専門のスポーツはバレーボールということで報告を受けております。この方の推薦がございました。この方のご承認をいただければ、資料16ページの集計表にございますとおり、合計102名に今回なります。なお、各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱する予定となっております。

これまで、こちらの教育委員会会議のほうでたびたび意見をいただいております、市の人口に基づいた定数ではないのですが、人数の目安としての124名に対して、今回でいえば102名ということで、充足が一つの課題というか、お話を度々いただいております。我々としても、同様な課題として、その人数を補うことというのを課題として捉えております。

そこにつきましては、まずスポーツ推進委員、こちらの委員あるいは活動自体、活動の認知度を上げることで、まずなり手の確保にそれをつなげていきたいというふうに今回考えております。ですので、その入口となる情報発信ですね、こちらもたびたび皆様のほうからアドバイスといいますかご意見いただいておりますので、こちらの情報発信の部分を強化していきたいというふうに考えております。

具体的には、昨年度8月なのですけれども、SNSでこのスポーツ推進委員の情報の発信を始めました。SNSにつきましては、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、この3つを開設し、主に地区の活動、いろいろなスポーツ教室だとか大会をやっておりますが、そちらの活動状況を文書なり写真で上げているというところで、情報発信の強化を今回しております。

また、こちらも皆様のほうからご意見いただきました、スポーツ推進委員の活動の課題感というところにつきましては、前回、前々回とアンケートについてのお話があったかと思えます。これにつきましても今年度、今実施しております。そのアンケートがたまたまといいますか、今回今週の日曜日に連絡協議会の総会がございまして、そのときに回収する予定になっております。そのアンケートの中身としましては、活動の課題感だとか、あとはやりがい、その辺を自由記載でお聞きしているアンケートの内容になっておりますので、今後アンケートの内容を精査して、課題感を整理しながら、活動に対する課題、あるいは充足の部分、どういったらより魅力がある活動につながるのかということ事務局として、あるいは連絡協議会の皆さんの意見を聞きながら強化していきたいというふうに考えております。

ですので、今まで説明した中で、このように具体的にそういった取組を始めておりますので、その辺の経過を、すぐに結果が出るとは思いませんけれども、ちょっと見守っていきたいというふうに考えております。

すいません、少し長くなりました、説明は以上でございます。

教育長職務代理者 議案第7号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。今スポーツ課長から、私たちの会議の中で出た意見を生かして、情報発信を広げていただいていることに本当に感謝いたします。前の議案の中でも、今スポーツ協会のほうに加盟している方が2万人もいらっしゃるというのは、しっかり把握していなかったところもあり、年齢層もあるとは思いますが、今回の方、その年齢層を、ご高齢だからとかというのではなく、やはりでも入替りという部分で40代の方が入ってくださったこととか、今後もっといろんな年代の方が入りやすいようにするための敷居を変動させていくための工夫や活動、本当に感謝いたします。

先ほどアンケート無記名でやりがいというところを抽出するというのは、とてもすばらしいなと思います。それこそ仕事を退職された後の年齢の方が多い中で、そのやりがいが生きがいになって、健康寿命の増進というところにもつながっていくのかと思いますので、ぜひアンケートの結果を見せていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。

ほかに。

和座委員。

和座委員 ちょっと山形委員との関連なんですけども、実は私の患者さんで、この推進委員をやってらっしゃる方がいらっしゃるんですね。その方は、診察室でよく話すんですけども、そのことが非常に彼にとっては生きがいになっていて、非常にやりがいがあるというふうなことを話していて、僕はそのときに何かアンケートというのはありましたかとかと聞いたら、そのときは多分、今お話があって僕も安心したんですけど、そのときはなかったんですね。

そんなときに、やはりいろいろ意見が言えるといいし、またいろいろと意見も言ってねんていう話をした覚えがあります。だからそういうふうなことも含めて、今回スポーツ課長のほうからいろいろとお話があったことが、僕たちとしても非常に心強いと思いますので、ぜひこれからそういった人たちの心、気持ちをできるだけ酌みとっていただいて、よりこれからのことに生かしていただければと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。SNSでの情報発信のお話なんですけども、若い世代に訴えるには有効だと思うんですけども、昨年からおっしゃいましたか、昨年の8月からとおっしゃったのですが、実際どれぐらい見られているかというのは何か、数字がなくても評判というか、そういうのはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 SNSの登録者数ですけども、すいません、ちょっと来る前に確認した情報になっちゃうんですが、インスタグラムだけなんですけども、数的には30ぐらいしかまだないんですけど。ただ、やはりまず始めるということが、前向きにちょっと捉えているんですけど、今までやっていなかったことを始めるということが、我々もそうですし、スポーツ推進委員の皆さんも大事なかなというふうに思っています。

一つの我々の課題感としましては、高齢だからというのが直接の問題ではないと思うんですけど、やはり操作にやり慣れていないという部分、私も結構疎いほうなんですけれども、今回、先ほど日曜日に総会があるというふうにお話しさせていただいたと思うんですが、その中でも操作といいますか、基本的にここのボタンを押すとかこの画面ではこのボタンを押すみたいな、更新をする作業の手順みたいなものを、ちょっとまたスポーツ推進委員の皆様には、教えるといったら上からになっちゃいますけど、ご理解いただきながら情報の発信の回数も増やすことで、登録者数というのも増やしていきたいというふうに考えております。

今の時代、どういうコメントだとか画像がどこでどう、今風に言えばバズるか分かりませんので、やはり正確な情報を発信するということが大事だなと思いますので、今はそういった登録件数ですけども、その登録件数に一喜一憂せずに進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

中西委員 おっしゃるとおりだと思います。

教育長職務代理者 いろんな取組をしていただいて、本当にありがとうございます。

私から1点。矢切地区からの推薦が非常に目立つんですよね、ここ近年。せっかく総会をもたれるということですので、ぜひ矢切地区の地区会長なりが、こういった形でこのように人をスカウトしている、あるいはこのスポーツ推進委員に推薦しているというスキルを、ぜひ全地区に発信していただけると、やり方がスムーズであればもっとすんなり増員出来るものなのかもしれないという勝手な私の想像ですが、そのあたりが非常に矢切地区に関しては関心を持つところです。ぜひいいタイミングですのでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 今お話がありましたとおり、矢切が一つの人数が増えているという成功事例かなというふうに捉えております。我々のほうも地区長といいますか、地区の代表の方という

いろとお話をする中で、やり方をちょっと雑談レベルですけどもお伺いしました。

そうしましたところ、基本的には地域の中での声かけといいますか、お誘いが功を奏しているようです。そこはもうそれぞれの支部の方の性格だとか、あと地域性というのも多少はあるかなと思うので、必ず矢切のやり方が全地区のほうに成功の方法としてうまくいくかどうかというのは分かりませんが、その辺は確かに今のご意見、またアドバイスいただいたとおり、共有する話としてはもちろんしたほうがいいかなと思いますので、そこはちょっとまた時期を捉えて、そういった情報共有をさせていただきたいというふうに思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 このスポーツ推進委員の件が議論されるたびに、先ほどおっしゃったように話題になるのが、この推進委員の方の年齢層で、ここにも出ていますが、平均年齢は64.7歳ということで、ちょうど65歳前後ということになると思います。

こういう推進委員の方の、なるべく若い世代の方をリクルートされる努力をされていると思うのですが、結果的にこうなっていて、実際に推進委員の方が活動をする相手もやはり高齢者の方が多いのかなというイメージを持っています。そういう点から見て、例えば学校の児童とか生徒や若い十代の人たちを対象にしたイベントなり行事で、推進委員の方が高齢でも相手にすることはできるわけですから、そういうことも事業も行われているのか。

あるいはやはり高齢の方を相手にするような、活動が中心なのか、その辺の何か割合というか、スポーツ課のほうでご覧になっていて、イメージとして大体どのぐらい子供を相手にしたようなこともやっておられるのか実態を教えてください。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の活動の状況、教室の対象者とかということだと思んですけども、基本的に高齢者の方を限定にした対象というよりは、どなたでもというところで各種のスポーツ教室をやっている状況です。

主にやはり土曜日とか日曜日、小学生とか学生がもちろん参加できる日にちだとか時間でやっているんですけども、結果的に、これも感覚のお話になってしまいますけれども、比較的高齢の方が参加する方としては多いのかなというふうに、これは感覚ですけど、そういうふうな印象を思っています。

グラウンドゴルフだとか、どちらかというところ、競技種目というよりはレクリエーション色が強いスポーツを主にやっただけというところの中で、なのでばりばりにスポー

ツをやっている方というよりは、そういったご家族だとかそういった高齢の方の参加率が、比較的高いのかなというふうに考えております。

スポーツ推進委員の高齢化自体は、実は私はそのものが問題だとは思ってなくて、むしろ問題は、高齢化が固定化して世代交代がうまく進まないことで、団体の活動が継続できないとか停滞してくるということが問題かなと思っています。

少し話脱線してしまいましたけども、参加する方が仮に高齢者であれば、比較的高齢と言ったらいのか分からないですけど、平均年齢ぐらいのスポーツ推進委員が指導したほうが、お互い似たような年齢でより指導をされやすいとか、指導をしやすいとかというところはあるかなとは思うんですけども。

いずれにしても、そういったスポーツ推進委員さんが特に年齢を絞って教室をやっているということはおおむねございませんので、その辺は来た方ウェルカムでやっているという状況です。

以上でございます。

伊藤委員 ありがとうございます。確かに競技種目というか、推進委員の方が教えるスポーツが、子供が関心を持ちにくいスポーツとか、そういうものであれば、どうしても対象は高齢者だけになってしまいますが、子供も関心が持てるような親子でとかあるいは、おじいちゃん子供というような形で参加できるような、何かそういうようなスポーツであれば若い世代も取り組むことができると思います。

スポーツ推進委員の方がターゲットを、もう少し若い世代に絞って、一部地域でもいいと思うんですけど、そういう活動をしているという実績なりそういったものを、目に見えるような形で上げていただけると、スポーツ推進委員や、この制度のビジュアル化というか知名度を高める上においても効果があるのかなというふうに思いますので、そういうことを念頭に置いてやっていただければと思います。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。ぜひ生かしていける部分についてはお願いしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それではご説明お願いいたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議案第8号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をさせていただきます。

資料17ページをご覧ください。議案についてご説明させていただきます。

提案理由についてでございますが、松戸市スポーツ推進委員として活動されていた新沢博様がお亡くなりになりました。これまでの松戸市スポーツ推進委員としての多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し、表彰するためご提案をさせていただくものでございます。

今回の表彰につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の、多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であった者という規定を適用し、具体的には3期または6年以上在職していた方を対象としてご提案申し上げるものでございます。

なお、今回につきましては、候補者であります新沢様がお亡くなりになられておりますことから、感謝状を後日ご遺族のほうに授与する予定となっております。

表彰候補者の経歴、功績の概要等につきましては、推薦調書として18ページのとおりでございます。

新沢様につきましては、24期46年にわたり、本市のスポーツ振興・推進にご尽力いただいております。具体的な功績につきましては、すいません、今回紙での資料の添付がなかったので、口頭で少しお話をさせていただきますと、まずこちらの新沢様につきましては、昭和62年から平成5年3月まで、昔でいう体育指導委員ですね、今のスポーツ推進委員が昔体育指導員という名称だったんですけども、松戸市体育指導委員連絡協議会の理事として、地区スポーツ行事等の責任者となり、企画運営に携わっていただきました。

今申し上げました昭和62年から平成5年、ちょっと間空きまして、平成17年から平成21年3月、こちら理事としてご尽力いただいた功績がございます。

もう一つ、平成18年12月に、数年に一回県内のスポーツ推進委員の持ち回りなんですけれ

ども、千葉県の体育指導委員研究大会、これ昔の名称ですけれども、こちらが平成18年にございました。そのときに式典アトラクションの副班長として、大会の運営についていろいろこちらもご尽力いただいて、大会の成功に導いていただいたというところがございます。

さらに、新沢様につきましては、平成6年に千葉県体育指導委員連合会功労者表彰を受賞、平成16年には関東体育指導委員連絡協議会表彰を受賞、さらに平成24年につきましては、スポーツ推進委員功労者表彰として、文部科学大臣表彰を受賞されております。

以上のような活動の功績がございましたことも含めまして、今回の議案を提案するものがございます。

そして、最後こちらはお詫びになりますが、資料の18ページの調書の中で、⑧の経歴、24期46年の下、「昭和51年」からのところで、「令和5年」となっておりますが、こちら「令和4年」の間違いでございます。大変失礼しました。訂正をお願いいたします。

こちらの議案につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第8号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

多年にわたる功績ということで、本当にありがたい方だったと思います。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、質疑及び討論を終結とさせていただきます。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「契約の変更について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 それでは、議案書19ページ、議案第9号「契約の変更について」説明させてい

たきます。

本件は、令和4年松戸市議会6月定例会議案第14号をもって議決された、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおり契約の変更を6月定例会議案として提出するよう、市長に申し出るものでございます。

契約の変更は、契約金額といたしまして、1、変更前の契約金額は48億333万8,195円。2、変更後の契約金額は48億511万8,105円。3、変更による増額分は177万9,910円となるものでございます。

次に、提案理由といたしましては、整備対象教室の増加に伴う空調設備の維持管理費用が増額したためでございます。

20ページの参考資料に沿って説明させていただきます。

1、2の事業名称等につきましては記載のとおりでございます。

3の整備対象教室につきましては、13室増加することにより、1,549室に変更するものでございます。

これまでの契約の経緯を、お手元に配付させていただきました別添資料に基づき、説明させていただきます。

表の1の当初契約から8の契約変更まで、教育委員会議での議案審議及び採決を受け、市議会での議決を得た後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、下段に参考といたしまして、令和5年度増設・移設整備分の内容を記載しております。令和5年4月の学級編成に伴い、小学校10校12室、中学校1校2室、合計14室のうち、13室増設、1室移設を実施するものでございます。増設13室の内訳は、普通教室9室、特別支援教室4室でございます。

整備につきましては、PFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と令和5年4月13日に契約を締結し、できるだけ早い時期に整備する予定でございます。なお、この整備の予算につきましては、本契約の予算とは別枠となりますが、PFI事業の当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設されます13室の維持管理費用の増額に伴う契約変更といたしましては、本議案をご審議いただくものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第9号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 これは、基本的なことなのですが、今回今まで冷房施設が入っていなかった部屋、普通教室9室、特別支援教室4室の計13室に、新たにそういう冷房の機材を設置して、必要な配管なりとかそういうことを行うための費用と。増設ですよ。そういうことでよろしいのでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 増設の費用につきましては、お手元にお配りした資料の下段にあるのですが、4,713万5,000円で4月13日に契約しております。今回の議案に関しましては、その13室に対する維持管理費用の変更契約、維持管理についてPFI事業のほうに組み込みますので、その変更契約を行うというところになります。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、この13室にはもうそういう冷房施設なりが既にあり、その維持管理ということですか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 設置に関しては4月13日に契約をしておりますので、今まきに行っている状況になっております。早い学校では、もうそろそろ冷房が付くような形になります。その維持管理費用を6月議会に議案を出すということになります。どうしても新年度の教室配置と、あと特別支援学級の増設等ございまして、4月にならないと分からないので、4月13日に契約を締結して増設を別で行って、維持管理費用について6月議会で本PFI事業に組み込むといったところになります。

以上でございます。

伊藤委員 すいません、維持管理費用というのは具体的に何ですか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 PFI事業ですので、基本的にはフィルターの交換、それからモニタリングといたしまして、学校の使い方、故障の早期発見、あと故障とか使用方法に対する学校へのレクチャーとか、そういうのも入っております。基本的に自然故障の場合は、業者は13年間、令和10年度末まで事業者で責任を持ってやるということになっています。

伊藤委員 そうしますと、実際に当初契約から契約変更の9回目ということで、何回もあるわけですよ。そうすると、これからもまだ数回ありそうな感じなんですか。そういうものなんですか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 この次の議案とも絡んできますが、次の議案で534室、特別教室が主ですが、増やす中で、ある程度多目的室で使っている部屋など、将来的に教室になり得る部屋も少し入れていますので、よほど大きなクラス増とかがなければ、基本的には対応できると思っておりますが、特別支援クラスが増えたりすれば、出てくる可能性はあります。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「契約の締結について」を議題といたします。

それではご説明をお願いします。

学校施設課長。

学校施設課長 それでは、議案書21ページ、議案第10号「契約の締結について」説明させていただきます。

本件は、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業に係る特別教室等空調設備整備業務の契約の締結を6月市議会定例会に議案として提案するよう、市長に申し出るものでございます。

1、契約の目的、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業に係る特別教室等空調設備整備業務。

2、契約の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。

3、契約金額、34億8,777万円。

4、契約の相手方、松戸市金ヶ作58番地の15、松戸SAパートナーズ株式会社、代表取締役、高田貞二。

提案理由といたしましては、教育環境の向上に向け、全ての市立小中学校の特別教室等に空調設備を整備するためでございます。

22ページを説明いたします。

1、事業名、2、事業場所につきましては記載のとおりでございます。

4、履行期間は、市議会の議決を得た日から令和6年3月31日までとしております。

3、整備対象教室等につきましては、特別教室は小学校320室、中学校214室の計534室で、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、木工室、金工室、第2・第3音楽室、図書室等でございます。コンピューター室は開設当時に空調設備を整備しており、20年以上が経過しておりますので、今回更新いたします。

その他に、プレイルーム、言葉の教室、通級指導教室等、児童生徒が授業において使用する教室へ空調設備を整備するものでございます。また、小金中学校を除きます19の中学校の食堂・ランチルームに空調設備を整備いたします。

なお、こちらの維持管理費の変更契約につきましては、来年3月の市議会にまたお諮りしたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第10号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。ご質問、ご意見等ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の説明で理解が深まったのですが、これがいわゆるハードを設置する、新たにないところに新しく設置する費用なのですね。それで、今回特別教室534室と食堂・ランチルームがあるんですけども、これによってもまだ今回整備されない特別教室とかそういうものは、まだ残っているわけですか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 主だった児童生徒が使う部屋は全て整備されたのですが、まだ若干教室で使っていない教室、それから倉庫になっている教室には、今回は設置対象にはしていません。

以上です。

伊藤委員 あと、食堂とランチルームというのは、結構使うときに冷房というかそういう空調が効いているというのは、非常にいいことだと思うんですけども、中学校19校というふうに今回あるのですが、それ以外の中学校はもう既に設置されているのか、あるいは小学校はどんな状況なのでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 市内に中学校は20校ございまして、小金中学校につきましては、平成20年に改築した当時に設置されておりますので、今回対象外で、残りの学校全てに入れる形になります。小学校については食堂というのはいませんので、よろしくお願ひします。

伊藤委員 小学校は、各教室で皆さん食べているのですね、わかりました。

教育長 ランチルームを使っているところもありますけれども、常時ではないので。

教育長職務代理者 ほかに。

山形委員。

山形委員 山形です。特別教室に設置されること、本当に子供たちの環境とか命のことを考えると、本当に酷暑が続くと思うのでとても必要だなと思います。1点、先ほどお話があったコンピューター室についてです。20年前はコンピューター室が必要だったと思うのですが、今コンピューターが手元にある現状で、別な使い方を今されていらっしゃったりとか、ほかの形で特別な例えば何かしら必要なニーズの中で残していくような考えだとは思いますが、現状どのような形で使われているか、もしお分かりになりましたら教えていただきたいです。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願ひします。

学校施設課長 中学校のコンピューター室ですが、中学校については手元にあるG I G Aタブレットではできないプログラミングの授業などで、一部コンピューター室を使っていたり、またパソコン部が中学校の中には存在する学校もございまして、そういうものでコンピューター室を使っております。

小学校につきましては、G I G Aタブレットになりましたので、コンピューター室の利用頻度はすごく少なくなりました。コンピューターについても、今リースアップするときに、もう引き上げるような状況になっていまして、あれだけ大きいスペースでエアコンが効きますので、各小学校でいろいろ工夫されていまして、学年集会をやったり研修をやったりするのに有効な場所と思っております。

今後市教委として、小学校のコンピューター室の在り方については検討していかなければいけないなと思っております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。本当にこの数年でも大きく変わっていく中、それこそ中学生のプログラミングに関しても、ハードウェアによってはできることが増えるような気がし

ないでも、コンピューター室に行かなくても教室でできることがあるのではないかなんていうのも、ちょっと考えたりはします。

コンピューター室で靴を脱いであがって、すごく落ち着いた雰囲気もあったりするので、別な使い方として、例えば今後不登校の子の支援などももっと拡張されていく中、そういうようなお部屋も活用していく中で重宝されるような場所になっていけばいいなと思いました。ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 ちょっとすいません、計算のことで私ちょっと間違っているかもしれませんが、もう一度確認なんですけども、先ほどの9号議案では、1,549室に対して48億円かかるというふうに考えていいですか。

ということで、今回534室でこれが35億円ということですよ。何かちょっと、この単価が合わない感じがするんですね。もしそれだとすると、ほぼ3倍かかるので、48億円ではなくてもっと高いような気がするんですけど。

それから、あと1室当たりどのぐらいなのか。大体どのぐらいかかるのか。これはちょっと僕、今計算しても分からないんですけど、1室当たりどのぐらいで、空調施設としてももちろんこれはしっかりと単価なんかの計算をしながらこちらのほうと契約していらっしゃると思うんですけども、私の個人的な感じとしてちょっと高いような気がするんですけども、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず当初の47億円の内訳なのですが、この中に維持管理費用と初年度の1,427室の整備費用が一緒になって47億円でございますので、一概には比較できないのですが、1室当たりの室内機の概算ですが、1台当たり1教室当たり300万円ぐらいという見積りでございます。室外機1台増設するに対して250万円ぐらいかかっています。各学校5台とか6台とか室外機がございます、外に置いてある機械ですね、あれが1台250万円ぐらいとなっております。

また維持管理費用ですが、室内機1台当たり年間9,020円かかっているような状況です。室外機に対しては年間10万3,180円ぐらいかかっているような状況で、当初契約と大差なく、やはり物価等が高騰していますので若干の上昇はあります。

和座委員 民間でやったときに、300万円というのはちょっと高いような気がするんですけどね。

教育長職務代理者 ほかによろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 議案第11号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例第4条に規定されている委員の任期満了に伴い、2年ごとの委嘱替えの時期に当たるため、新たに委員の委嘱をお諮りするものです。

24ページに委員の一覧がございます。

1号委員、教育委員会事務局職員として生島委員は再任です。

2号委員、特別支援学級設置校の校長、副校長または教頭については、2名が再任で奥山賢二第一中学校副校長は新任です。

3号委員、特別支援学級を担当する者については、2名が新任です。上から順に、自閉症情緒障害特別支援学級担任が2名、黒木委員、高久委員、知的障害特別支援学級担任が1名、三浦委員となっております。

4号委員、医師については、辰巳委員、種瀬委員、渡辺委員ともに再任です。

5号委員、学識経験を有する者については、高山典子県立松戸特別支援学校校長が新任です。

6号委員、児童福祉施設職員として、杉原委員、渋谷委員共に再任です。

教育支援委員会は、年10回開催を予定し、委員には特別支援学級の退級及び入級についてご審査いただきます。任期は令和5年6月1日から、令和7年5月31日までの2年間でございます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第11号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎報告第1号

教育長職務代理者 次に、報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

学習指導課長、お願いたします。

学習指導課長 報告第1号「臨時代理による処分の報告について」ご説明申し上げます。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に従い、令和6年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針を策定し、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会へ早急に報告する必要があったため、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、臨時代理処分を行ったものでございます。

今年度は、令和6年度から使用される教科用図書の採択年度となっております。小学校は令和元年度に、中学校は令和2年度に採択をいたしました。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年間同一の教科用図書を採択することとなっておりますので、今年度は小学校全教科の教科用図書について採択をいたします。

また、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、

検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することとなります。

私からの報告は以上でございます。

教育長職務代理者 報告第1号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして報告第1号の審議は終結といたします。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告がございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様から。

山形委員。

山形委員 すいません、一言だけ、山形です。

5月28日に3年ぶりに松戸子育てフェスティバルが開催されます。実はこれもう何年もやっている子育てフェスティバルなのですが、ふれあい22でやられていたイベントなので、その近辺の方とか、本当に子育て世代の方にしか参加していただかなかったようなイベントだと思うんですけども、今回松戸市の松戸駅前の周辺で、市民劇場とほっとる一む松戸と、アートスポット松戸と、子ども読書推進センターと男女共同参画ゆうまつどと、5か所にわたってイベントを開催することになっています。

私は助産師会のほうで参加する部分と、ほっとる一む松戸で開催するイベントにも、ここに相談員として滞在させていただく形になっております。ふれあい22でやっていたときも千人もの親子が来てくださったりとかして、親子で楽しめるイベントとか相談できるイベントだとか盛り上がってはいたんですが、ただ開催時期がいつも2月の末だったので、雪が降

ったりとかインフルエンザがはやったりとかいろんなことがあって、コロナ禍はずっと休止をしていたんですけれども、5月にこのように開催の方法も変えて行っておりますので、もしお時間ありましたら少しご覧になっていただけると、子育て支援の現状とか、どんな親子がいるかというのを見ていただけるとありがたいかなと思ってお伝えいたしました。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ぜひ皆さんがお手にすると。

山形委員 広報まつどに大きく出ていると思いますので、ご覧ください。

教育長職務代理者 個人的にもご尽力いただけるということで、ありがとうございます。

ほかにご覧ですか。

生涯学習部長。

生涯学習部長 配付させていただいた資料、簡単にご説明させていただきます。

4月22日に松戸運動公園にスケートボード場がオープンしました。位置につきましては武道館の前の芝生広場のスペースに、左の写真にございますようにスケートボード場を開設してございます。

大きさ的には220平米で少し小さめのものでございますが、利用につきましては原則毎月第4月曜日以外と年末年始以外は利用ができます。利用は無料で武道館の事務所に行って受付をして、特に青少年を中心にご利用いただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、利用の様子が右の下にあるんですけども、設備については、マニュアルパッドとかカーブボックスとかレールというものが置いてます。実際に使っている様子として、1日に10名から20名ぐらいの利用があるということで報告を受けています。雨天の際以外は常時開設してございますので、お近くをお通りの際は、ご覧いただければと思います。

また、初めてのアーバンスポーツの公共の設備でございますので、いろいろと利用者のご意見を伺いながら運用等も改善してまいりますし、あとは関係の団体等とも連携しまして、様々なイベント等でも活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほかによろしいでしょうか。

和座委員 こういったスケートボードについてなんですけども、やはりこれ、やっているときの事故とか、そういうような安全性のことがちょっと気になるのかなんですが、そのあたりはいかがですか。

生涯学習部長 まずは利用者のほうできちんと理解をしていただくようにということで、我々のほうからではヘルメットを、中学生以下ということで義務づけをさせていただいております。貸出しを武道館でもしておりますので、ご活用いただくとともに、運動公園で管理上しておりますので、けがですとか事故の際には、そこの指定管理のスタッフが救護に当たるような体制は整えております。何分にもこういったスポーツなので、そういった多少のけがは当然想定していますが、重大な事故にならないように、利用の仕方を見守る中で気をつけてまいりたいというふうには考えております。

和座委員 胸部の打撲の場合に心停止が起こることもあるので、そういう場合AEDがすぐに使えるような状況もつくっておかないといけないと思うんですね。そういったことを考えてときに、この近くにはAEDがあるわけですよ、当然。

生涯学習部長 はい、施設内にございますので。

和座委員 そこら辺の迅速な動きもよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、これより報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第2号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、児童生徒課長、児童生徒課専門監、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(指定職員以外及び傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 ご報告いたします。秘密会にて、報告第2号につきましては承認されましたことを報告いたします。

本日本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 では、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和5年6月21日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和5年6月定例教育委員会会議は、令和5年6月21日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前11時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員